（国庫に納付する不要財産等の帰属する会計）

第二十三条　法第四十七条の二第一項の規定により国庫に納付する不要財産又は同条第二項若しくは第三項の規定により不要財産に関し国庫に納付する金額は、当該不要財産に係る政府の出資又は支出に係る会計に帰属する。

2　前項の規定により国庫に納付する不要財産又は金額が帰属するものとされる会計が廃止されている場合その他当該会計の状況に照らして同項の規定によることが適当でないと認められる場合には、同項の規定にかかわらず、当該不要財産又は金額が帰属すべき会計を法務大臣及び財務大臣が定めるものとする。

（資本金の減少に係る通知及び報告）

第二十四条　法務大臣は、法第四十七条の二第四項の規定により支援センターに対する政府からの出資がなかったものとされ、支援センターの資本金を減少するものとされる金額を定めたときは、その金額を支援センターに通知するものとする。

2　支援センターは、法第四十七条の二第四項の規定により資本金を減少したときは、遅滞なく、その旨を法務大臣に報告するものとする。

3　法務大臣は、前項の規定による報告があったときは、遅滞なく、その旨を財務大臣に通知するものとする。

第五章　雑則

第七節　外務省関係

（外務省組織令の一部改正）

第四十一条　外務省組織令（平成十二年政令第二百四十九号）の一部を次のように改正する。

第三条中第三十六号を削り、第三十七号を第三十六号とし、第三十八号を第三十七号とする。

第十一条中第十二号を削り、第十三号を第十二号とする。

第十七条第三項中「並びに同条第三十六号に掲げる事務（国際交流基金分科会に係るものを除く。）」を削る。

第十九条中第十九号を削り、第二十号を第十九号とし、第二十一号を第二十号とする。

第二十四条第七号を削り、同条第八号中「前二号」を「前号」に改め、同号を同条第七号とする。

第七十条中第六号を削り、第七号を第六号とし、第八号を第七号とし、第九号を第八号とする。

第四十二条　国家公務員共済組合法施行令等の一部を改正する政令（平成十七年政令第百十八号）附則第八条の規定によりなおその効力を有するものとされる同令附則第六条の規定による廃止前の独立行政法人国際協力機構法施行令（平成十五年政令第四百九号）の一部を次のように改正する。

附則第二条第四項中「、あらかじめ、外務省の独立行政法人評価委員会の意見を聴くとともに」を削る。

（独立行政法人国際協力機構法施行令の一部改正）

第四十三条　独立行政法人国際協力機構法施行令（平成二十年政令第二百五十八号）の一部を次のように改正する。

第二条及び第六条中「第三十一条第八項」を「第三十一条第七項」に改める。

第八節　財務省関係

（補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令の一部改正）

第四十四条　補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和三十年政令第二百五十五号）の一部を次のように改正する。

第一条中「独立行政法人情報通信研究機構法」を「国立研究開発法人情報通信研究機構法」に、「独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構法」を「国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構法」に、「独立行政法人医薬基盤・健康・栄養研究所法」を「国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所法」に改める。

第三条第一項第五号、第九条第二項及び第四項並びに第十六条第一項及び第二項中「独立行政法人情報通信研究機構」を「国立研究開発法人情報通信研究機構」に、「独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構」を「国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構」に、「独立行政法人医薬基盤・健康・栄養研究所」を「国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所」に改める。

（国家公務員共済組合法施行令の一部改正）

第四十五条　国家公務員共済組合法施行令（昭和三十三年政令第二百七号）の一部を次のように改正する。

目次及び第一条中「特定独立行政法人」を「行政執行法人」に改める。

第二条第一項第二号中「特定独立行政法人の労働関係に関する法律」を「行政執行法人の労働関係に関する法律」に改め、同条第二項第四号中「特定独立行政法人」を「行政執行法人」に改める。

第五条第三項第八号中「特定独立行政法人」を「行政執行法人」に改める。

第十二条第一項中「特定独立行政法人」を「行政執行法人」に改め、同条第二項中「特定独立行政法人」を「行政執行法人」に、「すべて」を「全て」に改める。

第十二条の三第一項第一号中「から第四号まで」を「及び第三号」に改め、同項第四号を削り、同条第三項第一号中「から第四号まで」を「及び第三号」に改め、同項第二号及び第三号中「すべて」を「全て」に改め、同項第四号を削る。

第十二条の三の二（見出しを含む。）中「特定独立行政法人」を「行政執行法人」に改める。

第十二条の五第四項中「、独立行政法人国立印刷局」に改める。

第十三条第一項各号及び第二項中「特定独立行政法人」を「行政執行法人」に改める。

第四十三条第一項第十四号中「独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構（非化石エネルギーの開発及び導入の促進に関する法律」を「国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構（石油代替エネルギーの開発及び導入の促進に関する法律等の一部を改正する法律（平成二十一年法律第七十号）第一条の規定による改正前の石油代替エネルギーの開発及び導入の促進に関する法律」に、「独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構法（平成十四年法律第百四十五号）附則第十四条の規定による廃止前の産業技術に関する研究開発体制の整備等に関する法律」を「産業技術に関する研究開発体制の整備に関する法律の一部を改正する法律（平成三年法律第六十四号）による改正前の産業技術に関する研究開発体制の整備に関する法律」に、「及び独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構法」を「、独立行政法人通則法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律（平成二十六年法律第六十七号。以下「平成二十六年独法整備法」という。）第百七十三条の規定による改正前の独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構法（平成十四年法律第百四十五号）」に、「を含む」を「及び同法第三条の独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構を含む」に改め、同項第十七号中「独立行政法人日本原子力研究開発機構（」を「国立研究開発法人日本原子力研究開発機構（」に、「並びに」を「、平成二十六年独法整備法第九十七条の規定による改正前の」に、「を含む」を「並びに同法第三条の独立行政法人日本原子力研究開発機構を含む」に改め、同項第十八号中「独立行政法人科学技術振興機構（」を「国立研究開発法人科学技術振興機構（」に、「、独立行政法人科学技術振興機構法」を「、平成二十六年独法整備法第八十五条の規定による改正前の独立行政法人科学技術振興機構法（平成十四年法律第百五十八号）」に、「並びに独立行政法人科学技術振興機構法（平成十四年法律第百五十八号）」に、「並びに同法第三条の独立行政法人科学技術振興機構法」に、「を含む」を「並びに同法第三条の独立行政法人科学技術振興機構を含む」に改め、同項第二十号中「独立行政法人理化学研究所（」を「国立研究開発法人理化学研究所（平成二十六年独法整備法第八十七条の規定による改正前の」に、「を含む」を「及び同法第二条の独立行政法人理化学研究所を含む」に改め、同項第四十四号中「独立行政法人宇宙航空研究開発機構（」を「国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構（平成二十六年独法整備法第八十八条の規定による改正前の」に、「を含む」を「及び同法第三条の独立行政法人宇宙航空研究開発機構を含む」に改め、同項第五十三号中